

施策	07 高齢者福祉の充実		
事業名	介護保険低所得者保険料軽減繰出金	担当課	介護保険課

事業の概要

目標対象者概要	低所得者の保険料負担に配慮し、制度を持続可能なものとするため、介護保険法第124条の2に基づき、給付費の5割の公費とは別枠で公費(国が1/2、府が1/4、市が1/4を負担)を投入して、特に所得が低い被保険者(第1段階)を対象に保険料軽減を行う。
---------	--

指標の推移

事業の指標		単位	H28	H29	H30	H31	H32
1	低所得者保険料軽減対象者数	人	予	6,411	6,417		
			実	6,023			
2	-		予				
			実				
3	-		予				
			実				

事業の評価

指標の状況	第1号被保険者数は増加したが、対象者数(第1所得段階)は減少した(増減は事業の影響によるものではない)。
総合評価	関係法令に基づき、低所得者の保険料を適切に軽減することができた。
今後の方向性	現状維持
	今後も引き続き低所得者の保険料を適切に軽減する。

事業費(決算額)・財源

		H28当初予算	H28決算	H27決算	増減
事業費(決算額) (千円)		22,003	20,671	20,722	-51
財源内訳	一般財源 (千円)		5,168	5,180	-12
	国府支出金 (千円)		15,503	15,542	-39
	地方債 (千円)		0	0	0
	その他特定財源 (千円)		0	0	0